



岩手労働局発表
平成 29 年 1 月 20 日

報道関係者 各位

照	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 上条 訓之
会	主任監察監督官 川上 明 (電話) 019-604-3006
先	(FAX) 019-604-1534

定時制の高校を対象にした労働法の講義を行います ～定時制高校生に若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組について講義を行うのは県内初～

社会に出ていることが多い定時制高校生が、労働基準法をはじめとする労働法の理解を深め、労働行政の取組を知ることは、働くことの意義と役割について考える上で大切なことであり、また、法律の不知によるトラブルの未然防止につながるものと考えられます。

県高校定時制通信制教育協会が昨年実施した「定時制・通信制高校生を対象とするアルバイトに関する意識等調査」(*)の結果を踏まえ、岩手労働局(局長 久古谷敏行)では、下記のとおり、岩手県立杜陵高校定時制の学生(110名)を対象に労働法の講義を行います。労働法の説明ならず、若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する監督指導等の取組についても説明を行います。

1 日時

平成 29 年 1 月 27 日(金)12:10～

2 場所

盛岡市上田 2-3-1 岩手県立杜陵高校 多目的ホール

3 講師(予定)

岩手労働局労働基準部監督課長

4 その他

取材を希望される場合は、平成 29 年 1 月 25 日(水) 12:00 までに裏面の取材事前登録票を FAX 頂くか、右上の照会先までご連絡をお願いします。

* 同調査は、昨年 7 月から 8 月まで県内定時制・通信制高校生で働いている者を対象に実施された(457名から回答)。主な結果は、労働条件通知書が交付されていない(51.9%)、1日に労働時間が6時間を超えても休憩時間がなかった(11.7%)、本来禁止されている深夜労働や休日労働をさせられた(3.0%)、等であった。

「定時制の高校を対象にした労働法の講義を行います」

取材事前登録票

開催日時 1月27日(金) 12:10～

開催場所 岩手県立杜陵高校 多目的ホール

1 ご所属 _____

2 人数 _____名

3 撮影の希望 (○をつけてください。)

希望する

希望しない